

令和7年12月10日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会  
委員長 齊藤義崇

### 委員会審査中間報告書

令和5年栗山町議会定例会3月定例会議において、本委員会に付託を受けた事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、栗山町議会会議規則第47条第2項の規定により中間報告します。

記

1. 件名 栗山町議会議員の報酬について

2. 付託年月日 令和6年3月21日

3. 審査年月日

回	開催年月日	ところ	出席状況	内 容	結果
1	6.5.24	議場	9	令和4年版原価方式の算定モデルについて 質疑、意見	継続
2	6.6.27	議場	10	令和4年版原価方式の調査結果の報告 質疑、意見	継続
3	6.7.19	議場	10	参考人意見聴取及び質疑	継続
4	6.8.16	議場	9	自由討議	継続
5	6.11.1	議場	10	議会モニターからの意見聴取結果 自由討議	継続
6	7.1.16	議場	10	議員活動日数3割から9割とした試算 結果の報告 自由討議	継続

7	7. 2. 14	議場	10	自由討議	継続
8	7. 2. 27	議場	10	質疑、意見 報酬を考える小委員会設置	継続
9	7. 3. 12	委員会室	4	(報酬を考える小委員会) 小委員長及び副小委員長互選	継続
10	7. 5. 8	委員会室	4	(報酬を考える小委員会) 議員報酬に関する論点整理 原価方式による議員活動日数について 役職加算率の考え方について 自由討議	継続
11	7. 5. 14	委員会室	4	(報酬を考える小委員会) 原価方式による議員活動日数について 役職加算率について 改正時期について 自由討議	継続
12	7. 5. 30	委員会室	4	(報酬を考える小委員会) 報告原案について 自由討議	継続
13	7. 6. 9	委員会室	4	(報酬を考える小委員会) 報告案について 自由討議	継続
14	7. 6. 26	議場	10	報酬を考える小委員会調査報告 質疑、意見	継続
15	7. 11. 25	議場	10	議員報酬に関する一般会議、議会報告会及びパブリックコメントの結果報告 質疑、意見	継続
16	7. 12. 10	議場	10	中間報告について 質疑、意見	継続

#### 4. 議員報酬審議の背景と経過について

本町では人口減少が続いている中、出生数の低下や若年層における転出増により、自然減・社会減に抗するための対策を議会も町とともに模索をしてきている。

このような中、平成27年、平成31年の2回にわたり町議会議員選挙が無投票となり、全国的に広がっている議員のなり手不足の問題を本町議会としても重く受け止め、令和元年6月に「栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会」を設置、議員のなり手問題と議員報酬と定数の小委員会も設置し、調査研究を行ってきた。

その結果、定数に関しては、1名減の11名とした。

報酬に関しては、増額すべきとの意見が多数を占めたが、本町の財政状況や新型コロナウイルス感染症に伴う社会的、経済的な影響を始め、急速に進む物価高の影響により、企業や個人へさまざまな支援がなされている状況において、現時点で議員報酬の増額に町民の理解を得ることは困難であるとの意見もあり、現状維持とすることとなった。

しかし、調査の中では、全国町村議会議長会より新たに示された令和4年版原価方式において算出した議員報酬は、現行の報酬額を上回る金額が算出された他、現行の報酬は議員の職責の実状に見合った報酬ではないという意見も委員及び町民からあり、なり手不足の現状もあることから今後も報酬のあり方に関しては引き続きの検討課題である、との調査報告となった。

また、議員のなり手不足の問題については、広報活動の一層の強化の他、未来の担い手育成として、小中高一貫キャリア教育による児童生徒の議会への興味関心を高める取り組みや学校行事への参加による啓発活動、議員アカデミー等の講座の実施による後継者育成の取り組みなど、なり手を育成する土壌づくりとしての活動を議会としても取り組むべきであるとの結果となり、議会改革推進会議において協議した結果、なり手対策事業として「議員の学校」を開校し、なり手不足の解消に向けた取り組みを行った。

以上、令和元年度から令和4年度の間における調査研究の結果、報酬に関しては、引き続きの検討課題であるとの結果を受け、令和6年3月に本特別委員会を設置し、なり手不足の解消と議員の活動量に見合う報酬の両面から検討を進めてきた。

## 5. 審査内容及び結果について

### (1) 報酬の増額について

近年、議員のなり手不足の最大の要因が、議員報酬の低さにあることが指摘されるなど、町村議会議員の報酬の低さは、生産年齢にある若年層が議員を志す足かせになっていることは、一連の報道にあるとおりである。

また、現職の議員も8割は兼業であり、議員活動を最優先と位置付け、職務に当たっているが、前回、報酬が改正された平成11年には20人だった議員定数が半数近く減じて現在11人となり、1人ひとりにかかる活動量が増加してきている。

このような状況下において、世界を混迷に陥れた感染症や、毎年続く自然災害、紛争に端を発する物価高騰など住民生活を脅かす問題を前に、住民の直接選挙によって負託を受けた議会議員として、地域の課題を掌握し住民の多様な声を町政に反映させるためには、今以上の議会活動が求められている。

このような理由から、議員全員の意向を踏まえ、特別委員会で審議を重ねた結果、報酬を増額するべきであるとの結論に至った。

## (2) 報酬額算定の手法について

前回の特別委員会において、報酬に関しては様々な意見が出されたが、本特別委員会においては、議員の活動量に対して報酬を算出する全国町村議会議長会が推奨する「原価方式」を採用することとした。

「原価方式」は、議員の活動量を町長の活動量で除したものに、町長の給料を乗じる計算式である。町長の給料は、その自治体の経済状況を反映しており、町長と議員はともに選挙で選ばれていることなどから推奨されているもので、そこに現議員の活動量を当てはめて算出することから、より現実に即した値が求められるものである。

## (3) 原価方式による報酬額の算定について

算定の基礎となる活動データの収集時期は、令和5年5月から令和6年4月までとした。

## (4) 報酬額の決定について

原価方式により積算された議員の活動量は、1日8時間とし日数に換算すると、議会活動日数50日間、議員活動日数72日間であり、算出された報酬額は、月額354,000円であった。しかしながら、議員活動日数については、自己申告であり、議員個々の隔たりもあることから、その正確性、確実性を担保する観点から5割で算出することとした。

### ① 議員報酬額の算定式

- ・町長の給料×議員の活動日数÷町長の職務遂行日数＝議員報酬額  
※町長の職務遂行モデル日数：305日

### ② 算定

- ・議会活動日数 50日間
- ・議員活動日数 36日間 計86日間
- ・算定式に当てはめると

$$883,000\text{円} \times 86\text{日間} \div 305\text{日} = 248,977\text{円} \text{となり、議員報酬額は} 249,000\text{円となる。}$$

また、役職加算として、現行は、委員長8%、副議長22%、議長53%であったが、現行の活動量を考慮し、委員長15%、副議長30%、議長60%とすることとした。

報酬月額	議員	249,000円
	委員長	286,000円
	副議長	324,000円
	議長	398,000円

#### (5) 改定時期について

議員報酬額の改定時期については、次回改選後（令和9年5月任期開始）の議員から適用することとする。

#### (6) 議員報酬を増額するにあたり今後取り組むべき事項

今後においても主権者教育など議会への理解、なり手対策へ資する議会の取組の強化を行う。また、財政への影響を鑑み、1款議会費の見直しを検討する。

さらに、議会及び議員活動について「議会白書（仮称）」を作成し、議会活動を可視化。併せて、議会評価（第三者評価も含む）、議員の自己評価を実施し、公表していくことが必要であるため、議会活動及び議員活動の公表方法や評価方法についても検討を進めていく。

#### (7) 町民との意見交換、報告及びパブリックコメントの実施

議員報酬額の原案を決定した後、議員報酬に係る町民との意見交換として、本年7月から8月にかけて町内の11の団体及び各町内連合会等、町内会長及び自治会長との一般会議を開催。10月には議員報酬額の原案についての報告会を3会場（角田農村環境改善センター、カルチャープラザ「Eki」、南部公民館）で開催。さらには、11月1日から14日まで「議會議員の報酬について」パブリックコメントを実施。延べ86名の方々に幅広く意見聴取を行った。

一般会議や議会報告会では「議員として活動する人を一律で上げるのはどうかと思う。」、「役職手当については上げなくてもいいのかなと思った。」、「報酬を上げることについては、賛成」、「報酬を上げると引き換えに町が発展していくのであれば意義のある報酬増ではないか。」、「議員の活動を町民の方にいろいろ報告をしていただきたい。」などの意見が寄せられた。

パブリックコメントにおける意見では、議員報酬の議会案について「適当である」が1件、「少ないと思う」が1件という結果となった。

#### (8) 今後の報酬改正の考え方

改選期ごとに議員の活動量調査を行い、調査・検討をする場合は、今後においても、原価方式を採用して算定していくべきと考える。

この審査結果については「栗山町特別職報酬等審議会」に意見を求めることがある。